第25回大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会

議事概要

　日時：令和6年3月21日（木）

　　　午後2時～4時

　　場所：大阪赤十字会館

３階301会議室

【事務局】

福祉部長挨拶、委員紹介

【事務局】

議題（１）「「大阪府高齢者計画2024」の案について」について説明

【委員】

前回の審議会の後に、元日に震災のあった能登半島の珠洲市に伺う機会があった。従来の災害と比べて、水道などのインフラの復旧に時間を要しており、トイレや風呂など毎日の生活水の確保の問題や、高齢者等いわゆる災害弱者の方が今もご苦労されている状況を目の当たりにした。

やはり日常での繋がりや見守りなどの地域での繋がり、いわゆる地域力が、こういった災害の際に試されると感じている。

災害時のいわゆるデマであるとか、SNS上の人権侵害のような問題も起こっており、また、大阪府内では災害時に弱者となりうる外国人介護人材の方を受け入れているという状況もある。

また今後、能登の震災を踏まえて府の防災計画等の見直しがされることと思うが、今回の計画でも、資料１－１の93ページ、第３章第９節に「災害、感染症に対する高齢者支援体制の確立」ということで、災害の際の既存の支援について記載されているが、何らか強調したり、警鐘を鳴らすような文言を加えた方がいいのではないか。

【事務局】

今回の震災では、高齢者を含め、多くの方が被災し、長期の避難生活を送られている方もいるため、発災当初より実施している支援が引き続き必要と認識しており、大阪府としても、被災地への職員派遣や、被災者の府営住宅への受入れ等を継続して行っているところ。

委員のご指摘のとおり、今後、能登半島地震の教訓を踏まえて、大阪府でも更なる対策を検討していくことも出てくるかもしれないが、現時点では計画案に記載している災害に備えた市町村への働きかけ、福祉避難所の指定の促進などの取組みを着実に進めていくことを考えている。

【委員】

東日本大震災の被災地で５年間支援活動をしていた。

交通網が充実していた東北に比べて、能登半島は陸路、海路、空路ともに支援が届きにくい環境であったと考えている。

大阪は交通網に関しては充実しており、災害が起こった場合に他所からの支援は届きやすいかもしれないが、その環境に油断することなく、危機感を持って災害対策を考えておくべきだと考える。

【事務局】

ご意見について、防災担当部局とも共有する。

【委員】

資料１－１の75ページ、介護人材の需給ギャップについて、令和12年の推計が、前回推計時の4万4,492人から4万654人にギャップが縮小されたということで、これは良い情報であると思う。

77ページの上から二つ目の丸に、外国人、高齢者、子育て世代などの参入促進や再就業を通じて、マンパワーを増やして供給の数値を上げるという記載がある。また、六つ目の丸には、ロボット・ICT機器の導入についての記載があり、テクノロジーの導入によって働きやすい環境の実現を推進するという表現となっているが、テクノロジーを充実することによって、介護従事者1人当たりの負荷を下げて、効率を向上させ、その結果として需給ギャップを縮めることを目指す、という表現のほうが現実的で良いのではないか。

【事務局】

委員のご指摘のような直接的な表現はしていないが、介護ロボット・ICT機器の導入によって、介護従事者の負担が軽減され、雇用環境が改善されることで、離職防止、定着促進であったり、参入促進や再就業にも効果があると考えている。

【委員】

テクノロジーの推進で、介護従事者が入りやすい、続けやすいという表現になっていると思うので、テクノロジーの活用によって同じマンパワーでも効果が変わり、需要を圧縮することができる、だからテクノロジーの導入を推進していくという表現ができないか、という意見である。

【事務局】

業務の改善、効率化を進めてサービス向上につなげていくという表現をしており、委員の指摘の趣旨を踏まえていると考えている。

【委員】

資料１－１の75ページ、介護人材の需給ギャップについて、2026年より2030年のほうが需要は増えるのに対して、供給である介護職員数は増えそうになく、需給ギャップが広がってしまうという推計になっている。なぜこういう事態になってしまうのか、追加の説明をお願いしたい。

【事務局】

当該推計は、現状維持のまま推移した場合の理論上の数値である。

現在、シニア層や外国人人材の活用等の人材確保のための施策は行っているが、その将来の効果は想定しにくく、また、介護分野への就業は経済動向等の影響を受けることから、不確定要素が強く、当該推計には反映できていない。一方で、生産年齢人口が減少することにより、供給数は減少するという推計になっている。

引き続き、参入の促進、労働環境の改善、資質の向上等の取組みを行い、人材の確保、育成に努めてまいりたい。

【委員】

今回の推計において、2026年と2030年で同じような条件下であるにもかかわらず、これだけの需給ギャップが生じるということは、供給側の過小評価、または需要側の過大評価が原因で、そのギャップが著しく伸びる推計になったということも考えられる。

需要の条件については一定のものである一方、供給は施策の効果数が見込めないため加味していないということで、人材確保の施策やロボット等のテクノロジー導入の効果をこの推計に算入できれば、需給ギャップは少し縮まる可能性もあるのではないかと考えた。

また、この推計の2026年と2030年の供給の内訳では、訪問は供給数が増加する一方、通所・入所は供給数が減少しており、この内訳についても分析してはどうかと思う。

【委員】

資料１－１の56ページと79ページ、「在宅医療の充実」の項目に、「在宅患者調剤加算の届出薬局数」の記載があるが、令和6年度調剤報酬改定で、在宅調剤加算はなくなったため、文言の修正をお願いしたい。

【事務局】

確認のうえ対応させていただく。

【委員】

資料１－１の75ページ、介護人材の需給ギャップについて、需要は増加するが供給は減少するという状況が続けば、この先さらにギャップが拡大していくのではないかと危機感を持っている。

183ページに訪問介護の今期の検証が記載されているが、令和４年度では計画に対して実績が約110％となっており、近年でも訪問介護員の確保が難しくなっている。現場でケアマネジメントを行う中で、集合住宅以外の一般の家庭に訪問するヘルパーの確保が困難であると感じている。単身世帯に夜間の排泄介助などで訪問する場合、一か所の事業所ではヘルパーの確保ができず、七か所、つまり毎日違う事業所のヘルパーに来てもらうというケースもある。

訪問介護員全体としては増加しているのかもしれないが、それは集合住宅に特化したヘルパーが増えているのであって、集合住宅以外を一軒一軒訪問するヘルパーは減っているのではないかと思う。今後、この実態と対策を検討する必要があるのではないかと考える。

もう一点、81ページと82ページに介護支援専門員の資質向上と研修について記載がある。

介護支援専門員は更新研修の受講が法で定められているが、この研修の受講料について、地域医療介護総合確保基金を活用している都道府県もある。大阪府でもこの基金を活用して受講者負担を軽減し、介護支援専門員、主任介護支援専門員の確保につなげられるよう、今後検討をお願いしたい。

【会長】

ご意見として受け止めさせていただく。

他にご意見がないようであれば、この審議についてはこれで終了させていただく。皆さまから貴重なご意見をいただき、感謝申し上げる。

本審議会として、これまでの審議をもって、高齢者計画2024の案を了承させていただきたい。

なお、先ほどいただいたご意見を踏まえ、私と事務局とで最終調整し、会長一任とさせていただきたいが、ご異議ないか。

（参加委員より「異議なし」の声）

【会長】

それでは、私の方で事務局と調整し、最終案をまとめさせていただく。

続いて、議題（２）その他の報告事項3件について、事務局から説明をお願いする。

【事務局】

議題（２）その他として、「高齢者住まいの状況について」、「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会担任事務の追加（大阪府附属機関条例の一部改正）について」、「令和６年度の主要事業について」について説明

【委員】

報告資料３「令和６年度の主要事業について」の１ページの下部、「市町村体制整備支援」の枠内の二つ目の丸「社会参加の場拡充支援」に、「有償ボランティア等として行う就労的活動促進」という表現がある。これが、高齢者の就労的活動促進ということを強調するための「等」であるなら、有償ボランティアではなく「有償活動等として行う就労的活動促進」という表現の方が良いのではないか。ボランティアには伝統的に無償性という意味合いがあるので、もし有償ボランティアという言葉を使わずに説明がつくのであれば、「有償活動等」とするのが良いかと思う。

ただ、高齢者生活支援や支え合いの現場では、「有償ボランティア」という言葉をよく使っているので、あえてその言葉を使うのであれば、かぎ括弧あるいはクォーテーションマークを付けるなどの表現をするといいと思う。

左上の「大阪ええまちプロジェクト」のプロボノの説明には「ボランティア」という記載があるので、わかりやすい方がいいかと思い、表現について提案させていただいた。

【事務局】

これから事業を組み立てていくところであるので、ご意見を参考にさせていただく。

【委員】

報告資料３の２ページ、３ページの外国人介護人材の受入促進に関連して、円安や、コロナ禍において海外からの渡航が制限されていたこともあり、優秀な外国人介護人材の確保について海外と競争するような状況となっている。次年度もマッチング支援事業を実施するということで、引き続き、長期を見据えた対策、支援をお願いしたい。

報告資料１「高齢者住まいの状況」の６ページ、受給者１人あたりの給付月額について、居宅療養管理指導を含んだ金額かどうか質問したい。

また、今回要介護者のみが記載されているが、もし次回作成する場合は、要支援者も加えていただきたい。

【事務局】

報告資料１の６ページの質問について、これは国のシステムを用いた統計であるが、居宅療養管理指導を含んだ数値であると認識している。なお、サービス系列の内容については、５ページの下に記載している。

【委員】

報告資料１と、議題（１）の資料1－1、164ページの特別養護老人ホームの必要入所定員総数、167、168ページの介護専用型と混合型の特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数のデータを照らし合わせながら、報告資料１について３点質問をさせていただきたい。

特別養護老人ホームへのニーズが下がる一方で、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームのニーズが上がってきており、しかも要介護度の高い方々がサービス付き高齢者向け住宅等に入居している。その中で、サービス付き高齢者向け住宅等は、営利法人が併設・隣接の事業所をうまく利用しながら、収益が高く出るような形で経営を行っているという印象を受けている。１点目としては、大阪府がこの動きをどう捉えているのか伺いたい。

２点目については、大阪府域は広く、特別養護老人ホームの地域ごとのニーズは164ページ、特定施設であるサービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームは167ページ、168ページで把握できるが、特定施設でないサービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームは把握できない。特定施設だけでも地域差が見て取れる中で、非特定施設はどうなっているのか。大規模な施設運営ができる地域とそうでない地域があり、それがこの地域差につながっているのか。

非特定施設は市町村でも実態を把握しきれていないのではないかと思うが、その中で安全性、質の担保をどう考えているのか伺いたい。

３点目としては、特定施設、非特定施設は、家賃や食費等、料金が高い傾向にあると思う。富裕層であれば利用できるが、そうでない人たちは利用できない可能性がある。これについて大阪府の考えを伺いたい。

【事務局】

サービス付き高齢者向け住宅等は民間の営利法人が運営しているところが多く、そこで入居者の尊厳をどう守っていくかは課題であると考えている。大阪府としては、市町村が行うケアプランチェックの支援であったり、運営指導指針に基づく施設運営の指導が可能であるので、集団指導や立入り検査を行って適正な運営ができているかを把握してまいりたい。

【委員】

特定施設であれば、何か問題があったとしても早期に対応ができると思うが、非特定施設は対応が遅れることも考えられる。虐待などのリスク管理はぜひしていただきたいし、立入り検査などは一つの望ましい方法だと思う。

サービス付き高齢者向け住宅等を否定しているわけではなく、医療機関との連携も99.1％でできているということであるが、一方で声をあげられない高齢者もいることから、慎重な対応を行っていただきたいという思いで質問させていただいた。

【委員】

介護現場からの声ということで聞いていただきたい。

報告資料3の４ページに「介護現場における生産性向上」について記載があるが、現場がこの言葉を聞くと、ロボットやICT機器を導入することによって配置人数が減らさせるのではないかと、かなり恐怖感を覚える。

今回の資料では、「介護現場における生産性の向上とは」と説明されており、横の図の中に「働く人のモチベーションの向上、楽しい職場・働きやすい職場づくり」と、良い言葉が入っている。これをもっと表に強く出していただけると、介護現場の人間にとっては受け入れやすい。そして、それがまた人材確保に繋がれば良いと思う。

生産性の向上と言われると、どうしても人を減らされるイメージがつきまとうが、そうではなく、介護従事者にとって「自分たちがもっと良い仕事ができる、介護サービスの質が上がる、自分たちの成果がもっと良くなる」ということを前面に打ち出していただけると、非常にありがたいと思う。

【事務局】

委員のおっしゃる通りであると考えており、そのように進めてまいりたい。

【委員】

報告資料１について、運営指導を行っている観点から意見したい。

サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームで、要介護４や５の方が、ひと月に100回以上、150回というような結構な回数のサービスを受けているケースがあり、本来であれば特別養護老人ホームに入所したほうが、良いケアを受けられるのではないかと思う方もいる。これはサービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームを運営している合同会社、株式会社等の強い営業力の影響もあるのではないかと感じている。また、訪問介護の回数や加算が多く、本当にこの方にこれだけのケアが必要なのかと疑問に思うこともある。

これらのことを運営指導でしっかり確認していただくとともに、議案（１）の高齢者計画案にも記載があったBＣP策定や高齢者虐待についてもしっかり対応していただきたいと思う。現在、国の「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」で、サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームでの外国人介護人材の従事について議論されており、需給ギャップを埋めるために人材の確保は必要であるが、質が担保できなければ高齢者の尊厳を守ることはできないと考えている。

今回の報酬改定で訪問介護が減算となり、これから訪問介護事業所が大型化し、そして地域で本当に必要とされている訪問介護事業者が淘汰されていく可能性もあるのではないかと思っている。

あまりよろしくない運営をしている営利法人等も見受けられるので、今回の改定でなぜ同一建物の減算が強化されたのか、またサテライトの関係なども踏まえて、しっかりと運営指導を行っていただきたい。

【事務局】

サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームに訪問している事業所についても、そのような指導を重点的に行ってまいりたい。

【委員】

高齢者人口が増えていく中で、サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホームの数が増加していくのは自然なことであると考えるが、やはり質について問題があると感じている。

介護保険施設においては、行政できっちりとした対応を取ることができるが、株式会社が運営するサービス付き高齢者向け住宅等ではそのような対応が難しい。

日本の国レベルでは、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの団体があるが、都道府県レベルになるとそのような団体は設立されていないところがあり、市町村レベルになると全くないという状況である。株式会社等であると、自分の会社が優先となり、他の有料老人ホーム等と協力するという考えは乏しいように思う。

個別に頑張っている素晴らしい有料老人ホーム等がある一方、どのような運営がなされているか分からないようなところもある。

可能であれば、大阪府において、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の団体が作られるように働きかけを行っていただき、市町村に対してもそのような支援をしていただきたい。

今後、要介護度の高い方の入居が増えていった場合に、例えば看取りや、ACP人生会議がどのようにされているかなど、そういった部分についても把握し、できるだけ行政が関与できるよう事業所に働きかけていただきたい。

当団体でもそのような働きかけを行ってはいるが、積極的に話に乗ってくれる株式会社もあれば、そうでないところもある。できれば団体を作っていただくような方向で検討をお願いしたい。

【事務局】

サービス付き高齢者向け住宅等の住まいは地域包括ケアシステムの中核となるところであるので、報告資料１の16ページにも記載しているが、地域に顔が見えるような関係の強化が必要であると考えている。好事例の共有等、そういう取り組みを進めてまいりたい。

【委員】

今の回答に関連して、地域の訪問看護ステーション連絡会というものがあり、新しくできたところに連絡会に入らないかと声を掛けるが、「地域とつながる意味がない」や「上が許可をしない」と断られる場合があり、そういうケースは主にサービス付き高齢者向け住宅の関係である。管理者が医療職でないということが要因かもしれないが、そういった場合もあることを踏まえた上で、この報告資料１の16ページに記載されていることをしっかりと伝えていただきたいと思う。入居している高齢者たちに対する質の保障、担保のためにもお願いしたい。

【委員】

高齢者住まいに関して、国では厚生労働省と国土交通省等が連携していると思われる。大阪府においても、担当の課長、部長等が本腰を入れて連携すると決意表明をすることが大事ではないか。

【事務局】

大阪府においても、福祉部と住宅関係部局とで連携して対応をおこなっているところ。

【会長】

高齢者住まいに関しては複雑な問題があるかと思うので、今後引き続きこの審議会でも、深く議論していただきたい。

【委員】

報告資料３の令和６年度の主要事業について、１ページに「自立支援、介護予防・重度化防止の取組み」、５ページに「認知症施策に係る主な取組み」がそれぞれ記載されているが、これらをリンクさせて実施できれば良いと思う。地域活動の中での様々な場面、機会を、認知症の人の本人発信の場とするなどしていただけたら良いと思う。

【会長】

ご意見として受け止めさせていただく。

【事務局】

高齢介護室長挨拶